

学校法人 電子学園

寄 附 行 為

# 学校法人電子学園寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人電子学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区百人町1丁目25番4号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 日本電子専門学校 工業専門課程  
工業一般課程  
商業実務専門課程  
文化・教養専門課程

- (2) 情報経営イノベーション専門職大学  
情報経営イノベーション学部  
情報経営イノベーション学科

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11人
  - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本電子専門学校の校長
  - (2) 情報経営イノベーション専門職大学の学長
  - (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 5人
  - (4) 学識経験者(校長、学長又は評議員である者を除く。)のうち理事会において選任した者 4人
- 2 前項第1号、第2号、及び3号の理事は校長、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(校長、学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係等の制限)

- 第8条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特別の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事若しくはその親族その他特別の関係がある者又は職員が含まれることになってはならない。
  - 3 この法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

- 第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充をしなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上

出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

#### (役員報酬)

第12条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

#### (理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

#### (理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

#### (理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

#### (監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに決議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第20条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、23人の評議員をもって組織する。
  - 3 評議員会は、理事長が招集する。
  - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
  - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
  - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
  - 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
  - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
  - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
  - 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

- 第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会

の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 9人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 5人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 9人

- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任

## 第5章 資産及び会計

### (資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

### (基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

### (積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

### (経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

### (解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

### (残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

### (合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

### (寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学

大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法令手続きの励行)

第44条 この法人(設置する学校を含む。)を管理するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届けその他の手続きは、事案あるごとに、速やかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人電子学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

1. この寄附行為は、平成14年 4月 1日より施行する。
2. この寄附行為は、平成15年 9月 1日より施行する。

## 附 則

1. この寄附行為は、東京都知事認可の日(平成17年12月 6日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、東京都知事認可の日(平成19年 3月19日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、東京都知事認可の日(平成27年12月10日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、東京都知事認可の日(平成30年8月8日)から施行する。

附 則

1. この法人の組織変更時の役員は、次の通りとする。

理事長	多 忠貴
理事	寺脇 保
理事	古賀 稔邦
理事	白石 修一
理事	丸山 治
理事	後藤 修
理事	船山 世界
理事	中村 伊知哉
理事	東方 宏
理事	小暮 幸雄
理事	宮島 徹雄
監事	村山 文彦
監事	渡邊 迅

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和元年11月11日)から施行する。

学校法人電子学園 寄附行為変更について

1. 新旧対照表  
 学校法人電子学園寄附行為  
 2. 変更時期  
 2020年4月1日

新	旧
<p>(目的)                      第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(設置する学校)                      第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。                      (1) 日本電子専門学校 工業専門課程                                                        工業一般課程                                                        商業実務専門課程                                                        文化・教養専門課程  <u>(2) 情報経営イノベーション専門職大学</u>                                                        <u>情報経営イノベーション学部</u>                                                        <u>情報経営イノベーション学科</u></p> <p>(役員)                      第5条 この法人に、次の役員を置く。  <u>(1) 理事 11人</u>                      (2) 監事 2人</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</p> <p>(理事の選任)                      第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。  <u>(1) 日本電子専門学校の校長</u>  <u>(2) 情報経営イノベーション専門職大学の学長</u>  <u>(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 5人</u>  <u>(4) 学識経験者(校長、学長又は評議員である者を除く。)のうち理事会において選任した者 4人</u></p> <p>2 前項第1号、<u>第2号、及び3号の理事は校長、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</u></p> <p>(監事の選任)                      第7条 監事は、この法人の理事、職員(<u>校長、学長、教員その他の職員を含む。</u>以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>(監事の職務)                      第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。                      (1) この法人の業務を監査すること。                      (2) この法人の財産の状況を監査すること。                      (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。                      (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。                      (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。                      (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p>	<p>(目的)                      第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>私立専修学校(以下「学校」という。)を設置し、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(設置する学校)                      第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。                      (1) 日本電子専門学校 工業専門課程                                                        工業一般課程                                                        商業実務専門課程                                                        文化・教養専門課程</p> <p>新設</p> <p>(役員)                      第5条 この法人に、次の役員を置く。  <u>(1) 理事 9人</u>                      (2) 監事 2人</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</p> <p>(理事の選任)                      第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。                      (1) 日本電子専門学校の校長                      新設  <u>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人</u>  <u>(3) 学識経験者(校長又は評議員である者を除く。)のうち理事会において選任した者 3人</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(監事の選任)                      第7条 監事は、この法人の理事、職員(<u>校長、教員その他の職員を含む。</u>以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>(監事の職務)                      第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。                      (1) この法人の業務を監査すること。                      (2) この法人の財産の状況を監査すること。                      (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。                      (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>東京都知事</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。                      (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。                      (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</p>
<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>(評議員会)                      第20条 この法人に、評議員会を置く。</p>	<p>(評議員会)                      第20条 この法人に、評議員会を置く。</p>

<p>2 評議員会は、<u>23人</u>の評議員をもって組織する。</p> <p>(評議員の選任) 第24条 評議員は次の各号に掲げる者とする。 (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 <u>9人</u> (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 <u>5人</u> (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 9人</p> <p>(資産総額の変更登記) 第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後<u>3月</u>以内に登記しなければならない。</p> <p>(解散) 第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決 (3) 合併 (4) 破産 (5) <u>文部科学大臣の解散命令</u> 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣の認可</u>を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣の認定</u>を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者) 第40条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した<u>学校法人又は教育の事業を行う公益法人</u>に帰属する。</p> <p>(合併) 第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>文部科学大臣の認可</u>を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更) 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣の認可</u>を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣に届け出</u>なければならない。</p> <p>附則 1. <u>この法人の組織変更時の役員は、次の通りとする。</u> 理事長 <u>多 忠貴</u> 理事 <u>寺脇 保</u> 理事 <u>古賀 稔邦</u> 理事 <u>白石 修一</u> 理事 <u>丸山 治</u> 理事 <u>後藤 修</u> 理事 <u>船山 世界</u> 理事 <u>中村 伊知哉</u> 理事 <u>東方 宏</u> 理事 <u>小暮 幸雄</u> 理事 <u>宮島 徹雄</u> 監事 <u>村山 文彦</u> 監事 <u>渡邊 迅</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和元年11月11日)から施行する。</u></p>	<p>2 評議員会は、<u>15人</u>の評議員をもって組織する。</p> <p>(評議員の選任) 第24条 評議員は次の各号に掲げる者とする。 (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 <u>3人</u> (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 3人 (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 9人</p> <p>(資産総額の変更登記) 第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後<u>2月</u>以内に登記しなければならない。</p> <p>(解散) 第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決 (3) 合併 (4) 破産 (5) <u>東京都知事の解散命令</u> 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>東京都知事の認可</u>を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>東京都知事の認定</u>を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者) 第40条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した<u>学校法人(進学校法人を含む。)</u>又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。</p> <p>(合併) 第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>東京都知事の認可</u>を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更) 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>東京都知事の認可</u>を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>東京都知事に届け出</u>なければならない。</p> <p>新設</p>
--	--

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

(単位:千円)

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度	2017 年度	2018 年度	開設年度の前年度	開設年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合 計
設置経費	校 地 (うち造成費)	千円	千円 (3,564)	千円 (43,284)	千円	千円	千円	千円	千円 (46,848)
	(※墨田区との一般定期借地権契約 契約期間は平成30年3月から平成80年3月までの50年間)								
	施 基 準 内	15,870	957,042	1,254,975					2,227,887
	施 基 準 外	870	52,536	68,043					121,449
	設 図 書			30,594	13,017				43,611
	備 教具・校具・備品			299,479					299,479
	小 計	16,740	1,013,142	1,696,375	13,017	0	0	0	2,739,274
新設校の開設年度の経常経費					763,246				763,246
合 計		16,740	1,013,142	1,696,375	776,263	0	0	0	3,502,520
既設校からの 転共用	施 基 準 内	—	千円						
	施 基 準 外	—	千円						
	設 図 書	—	千円						
	備 教具・校具・備品	—	千円						

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	16,740千円 367,920千円 763,246千円	2017年度期中に施設分のうち16,740千円、2018年度期中に校地(造成費)3,564千円と施設分のうち364,356千円を財源に充当し、その後2018年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金4,369,979千円のうち、開設年度経常経費763,246千円を充当する。
施設拡充特定預金	645,222千円 1,709,392千円	2018年度期中に現金預金充当分を除く施設分645,222千円を財源に充当し、2018年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた施設拡充特定預金2,443,106千円のうち、校地(造成費)43,284千円と施設と1,323,018千円、設備(図書購入費)43,611千円、設備(教具・工具・備品費)299,479千円の合計額1,709,392千円を財源に充当する。
合 計	3,502,520千円	

様式第6号その2(第11条関係)

(用紙 日本工業規格A4横型)

### 財産目録総括表

科目 \ 年度	2017 年度末 (開設年度から3年前の年度)	2018 年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (2019年3月31日)
一 基本財産	12,110,329 千円	13,172,851 千円	13,172,851 千円
二 運用財産	8,654,482 千円	7,686,038 千円	7,686,038 千円
三 負債額	2,353,212 千円	2,252,253 千円	2,252,253 千円
1 固定負債	401,917 千円	347,465 千円	347,465 千円
2 流動負債	1,951,295 千円	1,904,788 千円	1,904,788 千円
四 基本財産+運用財産	20,764,811 千円	20,858,889 千円	20,858,889 千円
五 純資産(四-三)	18,411,599 千円	18,606,636 千円	18,606,636 千円

## 貸借対照表

平成31年 3月31日

(単位：円)

科目	本年度末	前年度末	増減
<b>資産の部</b>			
固定資産	16,253,250,273	16,463,831,217	△ 210,580,944
有形固定資産	13,652,844,158	12,593,360,555	1,059,483,603
特定資産	2,443,105,947	3,427,663,114	△ 984,557,167
その他の固定資産	157,300,168	442,807,548	△ 285,507,380
流動資産	4,605,638,608	4,300,979,661	304,658,947
資産の部合計	20,858,888,881	20,764,810,878	94,078,003
<b>負債の部</b>			
固定負債	347,465,117	401,917,204	△ 54,452,087
流動負債	1,904,787,654	1,951,295,165	△ 46,507,511
負債の部合計	2,252,252,771	2,353,212,369	△ 100,959,598
<b>純資産の部</b>			
基本金	15,658,237,402	14,381,518,738	1,276,718,664
第1号基本金	15,462,237,402	14,185,518,738	1,276,718,664
第4号基本金	196,000,000	196,000,000	0
繰越収支差額	2,948,398,708	4,030,079,771	△ 1,081,681,063
翌年度繰越収支差額	2,948,398,708	4,030,079,771	△ 1,081,681,063
純資産の部合計	18,606,636,110	18,411,598,509	195,037,601
負債及び純資産の部合計	20,858,888,881	20,764,810,878	94,078,003

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
2019年度	情報経営イノベーション専門職大学設置に係る図書購入	一般図書:769冊 専門図書:5127冊 電子書籍:1000冊 学術雑誌:38種 オンラインデータベース:4点	令和元年 10月購入予定	
	情報経営イノベーション専門職大学設置に係る教具・校具・備品購入	・学務システム ・WEB授業システム ・インフラ整備 ・什器、備品 ・複合機	令和2年 3月購入予定	
	日本電子専門学校6号館外装補修工事	鉄骨・鉄筋コンクリート(1,010.95㎡)全館外装補修	令和元年 8月末工事完了予定	
2020年度	情報経営イノベーション専門職大学設置に係る図書購入	専門図書:2281冊 電子書籍:1000冊	令和2年 4月購入予定	
	日本電子専門学校12号館空調設備改修工事	鉄骨・鉄筋コンクリート(2,398.03㎡)全館空調設備改修 (配管含む)室内機49台	令和2年 9月末工事完了予定	

## 資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		320,000	600,000	880,000	1,160,000
手数料収入		7,500	9,000	9,000	9,000
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		300,000	440,000	580,000	580,000
その他の収入		65,000	65,000	65,000	65,000
資金収入調整勘定		0	△ 300,000	△ 440,000	△ 590,000
前年度繰越支払資金		0	0	0	141,863
収入の部合計		692,500	814,000	1,094,000	1,365,863

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		432,390	456,624	480,613	496,167
教育研究経費支出		156,054	213,804	261,754	310,884
管理経費支出		81,556	124,940	144,770	177,310
借入金等利息支出	}	0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		13,017	0	0	0
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		65,000	75,000	75,000	75,000
[ 予備費 ]		-	-	-	-
資金支出調整勘定		△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000
翌年度繰越支払資金		0	0	141,863	316,502
支出の部合計		738,017	860,368	1,094,000	1,365,863

## 事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度				
		2020年度 新設校分	2021年度 新設校分	2022年度 新設校分	2023年度 新設校分	
教育活動 収支	収入	学生生徒等納付金	320,000	600,000	880,000	1,160,000
		手数料	7,500	9,000	9,000	9,000
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	0	0	0	0
		教育活動収入 計	327,500	609,000	889,000	1,169,000
	支出	人件費	432,390	456,624	480,613	496,167
		教育研究経費	230,160	287,910	335,860	384,990
		管理経費	100,696	144,080	163,910	196,450
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計	763,246	888,614	980,383	1,077,607		
教育活動収支差額		△ 435,746	△ 279,614	△ 91,383	91,393	
教育活動外 収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
		教育活動外収支差額	0	0	0	0
経常収支差額		△ 435,746	△ 279,614	△ 91,383	91,393	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕						
基本金組入前当年度収支差額		△ 435,746	△ 279,614	△ 91,383	91,393	
基本金組入額合計		△ 13,017	0	0	0	
当年度収支差額		△ 448,763	△ 279,614	△ 91,383	91,393	
前年度繰越収支差額		0	△ 448,763	△ 728,377	△ 819,760	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 448,763	△ 728,377	△ 819,760	△ 728,367	

(参考)

事業活動収入 計	327,500	609,000	889,000	1,169,000
事業活動支出 計	763,246	888,614	980,383	1,077,607